

回 (年度)	問 題
第66回 (28年)	<p>〔第一問〕 - 50点 -</p> <p>問1 平成28年1月1日以後に個人に支払われるべき預金の利子及び国債の利子に対する住民税の課税に関する以下の事項について述べなさい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これらの利子を金融機関が支払う際に徴収する場合における課税される割の名称、課税団体、税率及び徴収の方法 ・これらの利子の支払を受けた個人が当該利子に係る所得について申告しようとした場合の可否、申告した場合における課税される割の名称、課税方式、課税団体、支払時の課税との調整及び上場株式等の譲渡損失との関係 <p>問2 個人住民税における寄附金税額控除について、所得税との違いに留意し、以下の事項に言及しつつ述べなさい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除の対象となる寄附金 ・控除額 ・控除を受けるための手続